

○個人情報保護委員会告示第 号

個人情報保護の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、特定個人情報保護評価指針（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十九年五月三十日から施行する。

平成二十九年 月 日

個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

本則中「第26条」を「第27条」に、「第27条」を「第28条」に改める。

第2の1中「情報提供者」の次に「並びに同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係事務関係者」を加える。

第8中「第29条」を「第30条」に、「第30条」を「第31条」に改める。

○ 特定個人情報保護評価指針（平成 26 年個人情報保護委員会告示第 4 号）

(下線部は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>この指針は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）<u>第 27 条</u>第 1 項の規定に基づく指針であって、行政機関の長等が、<u>番号法第 28 条</u>の規定に基づき特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価（以下「特定個人情報保護評価」という。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めるものである。</p>	<p>この指針は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）<u>第 26 条</u>第 1 項の規定に基づく指針であって、行政機関の長等が、<u>番号法第 27 条</u>の規定に基づき特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価（以下「特定個人情報保護評価」という。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めるものである。</p>
<p>第 1 (略)</p>	<p>第 1 (略)</p>
<p>第 2 定義 (略)</p>	<p>第 2 定義 (略)</p>
<p>1 評価実施機関 <u>番号法第 28 条</u>及び規則の規定に基づき特定個人情報保護評価を実施する番号法第 2 条第 14 項に規定する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第 8 号に規定する<u>条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者</u>）をいう。</p>	<p>1 評価実施機関 <u>番号法第 27 条</u>及び規則の規定に基づき特定個人情報保護評価を実施する番号法第 2 条第 14 項に規定する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者及び情報提供者）をいう。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 全項目評価書 <u>番号法第 28 条</u>第 1 項各号に掲げる事項を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（行政機関等においては番号法第 28 条第 4 項及び規則第 8 条の規定、地方公共団</p>	<p>4 全項目評価書 <u>番号法第 27 条</u>第 1 項各号に掲げる事項を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（行政機関等においては番号法第 27 条第 4 項及び規則第 8 条の規定、地方公共団</p>

体等においては規則第7条第6項の規定に基づく公表の対象となるもの)をいう。

5～11 (略)

第3・第4 (略)

第5 特定個人情報保護評価の実施手続

1 (略)

2 しきい値判断

(略)

(1) 対象人数が1,000人以上1万人未満の場合は、基礎項目評価(番号法第28条第1項並びに規則第4条第8号イ及び第5条)

(2) 対象人数が1万人以上10万人未満であり、かつ、取扱者数が500人未満であって、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生がない場合は、基礎項目評価(番号法第28条第1項並びに規則第4条第8号ロ及び第5条)

(3) 対象人数が1万人以上10万人未満であり、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生があった場合は、基礎項目評価及び重点項目評価(番号法第28条第1項並びに規則第4条第9号、第5条並びに第6条第1項第1号及び第3項)

(4) 対象人数が1万人以上10万人未満であり、かつ、取扱者数が500人以上の場合は、基礎項目評価及び重点項目評価(番号法第28条第1項並びに規則第4条第9号、第5条並びに第6条第1項第1号及び第3項)

(5) 対象人数が10万人以上30万人未満であり、かつ、取扱者数が

体等においては規則第7条第6項の規定に基づく公表の対象となるもの)をいう。

5～11 (略)

第3・第4 (略)

第5 特定個人情報保護評価の実施手続

1 (略)

2 しきい値判断

(略)

(1) 対象人数が1,000人以上1万人未満の場合は、基礎項目評価(番号法第27条第1項並びに規則第4条第8号イ及び第5条)

(2) 対象人数が1万人以上10万人未満であり、かつ、取扱者数が500人未満であって、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生がない場合は、基礎項目評価(番号法第27条第1項並びに規則第4条第8号ロ及び第5条)

(3) 対象人数が1万人以上10万人未満であり、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生があった場合は、基礎項目評価及び重点項目評価(番号法第27条第1項並びに規則第4条第9号、第5条並びに第6条第1項第1号及び第3項)

(4) 対象人数が1万人以上10万人未満であり、かつ、取扱者数が500人以上の場合は、基礎項目評価及び重点項目評価(番号法第27条第1項並びに規則第4条第9号、第5条並びに第6条第1項第1号及び第3項)

(5) 対象人数が10万人以上30万人未満であり、かつ、取扱者数が

500人未満であって、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生がない場合は、基礎項目評価及び重点項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第9号、第5条並びに第6条第1項第2号及び第3項）

(6) 対象人数が10万人以上30万人未満であり、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生があった場合は、基礎項目評価及び全項目評価（行政機関等については番号法第28条及び規則第5条、地方公共団体等については番号法第28条第1項並びに規則第4条第10号並びに第7条第1項及び第3項から第6項まで）

(7) 対象人数が10万人以上30万人未満であり、かつ、取扱者数が500人以上の場合は、基礎項目評価及び全項目評価（行政機関等については番号法第28条及び規則第5条、地方公共団体等については番号法第28条第1項並びに規則第4条第10号並びに第7条第1項及び第3項から第6項まで）

(8) 対象人数が30万人以上の場合は、基礎項目評価及び全項目評価（行政機関等については番号法第28条及び規則第5条、地方公共団体等については番号法第28条第1項並びに規則第4条第10号並びに第7条第1項及び第3項から第6項まで）

3 特定個人情報保護評価書

(1)・(2) (略)

(3) 全項目評価書

ア 行政機関等の場合

行政機関等は、上記2(6)、(7)又は(8)の場合は、全項目評価書（様式4参照）を作成するものとする。

また、行政機関等は、全項目評価書を作成後、番号法第28条

500人未満であって、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生がない場合は、基礎項目評価及び重点項目評価（番号法第27条第1項並びに規則第4条第9号、第5条並びに第6条第1項第2号及び第3項）

(6) 対象人数が10万人以上30万人未満であり、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生があった場合は、基礎項目評価及び全項目評価（行政機関等については番号法第27条及び規則第5条、地方公共団体等については番号法第27条第1項並びに規則第4条第10号並びに第7条第1項及び第3項から第6項まで）

(7) 対象人数が10万人以上30万人未満であり、かつ、取扱者数が500人以上の場合は、基礎項目評価及び全項目評価（行政機関等については番号法第27条及び規則第5条、地方公共団体等については番号法第27条第1項並びに規則第4条第10号並びに第7条第1項及び第3項から第6項まで）

(8) 対象人数が30万人以上の場合は、基礎項目評価及び全項目評価（行政機関等については番号法第27条及び規則第5条、地方公共団体等については番号法第27条第1項並びに規則第4条第10号並びに第7条第1項及び第3項から第6項まで）

3 特定個人情報保護評価書

(1)・(2) (略)

(3) 全項目評価書

ア 行政機関等の場合

行政機関等は、上記2(6)、(7)又は(8)の場合は、全項目評価書（様式4参照）を作成するものとする。

また、行政機関等は、全項目評価書を作成後、番号法第27条

第1項の規定に基づき、全項目評価書を公示して広く国民の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行うものとする。ただし、公表しないことができる全項目評価書又は項目（下記（4）参照）については、この限りではない（規則第10条）。

全項目評価書を公示し国民からの意見を聴取する期間は原則として30日以上とする。ただし、特段の理由がある場合には、全項目評価書においてその理由を明らかにした上でこれを短縮することができる。

行政機関等は、番号法第28条第2項の規定に基づき、公示し国民の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書を委員会へ提出し、委員会による承認を受けるものとする。

イ（略）

（4）特定個人情報保護評価書の公表

行政機関等は、基礎項目評価書及び重点項目評価書については委員会に提出した後速やかに、全項目評価書については委員会の承認を受けた後速やかに、公表するものとする（番号法第28条第4項並びに規則第5条第2項、第6条第3項及び第8条）。

（略）

4・5（略）

第6・第7（略）

第8 番号法及び行政機関個人情報保護法に基づく事前通知

番号法第30条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により読み替えられて適用される行政機関個人情報保護法第10条第1項の規定

第1項の規定に基づき、全項目評価書を公示して広く国民の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行うものとする。ただし、公表しないことができる全項目評価書又は項目（下記（4）参照）については、この限りではない（規則第10条）。

全項目評価書を公示し国民からの意見を聴取する期間は原則として30日以上とする。ただし、特段の理由がある場合には、全項目評価書においてその理由を明らかにした上でこれを短縮することができる。

行政機関等は、番号法第27条第2項の規定に基づき、公示し国民の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書を委員会へ提出し、委員会による承認を受けるものとする。

イ（略）

（4）特定個人情報保護評価書の公表

行政機関等は、基礎項目評価書及び重点項目評価書については委員会に提出した後速やかに、全項目評価書については委員会の承認を受けた後速やかに、公表するものとする（番号法第27条第4項並びに規則第5条第2項、第6条第3項及び第8条）。

（略）

4・5（略）

第6・第7（略）

第8 番号法及び行政機関個人情報保護法に基づく事前通知

番号法第29条第1項並びに第30条第1項及び第2項の規定により読み替えられて適用される行政機関個人情報保護法第10条第1項の規定

に基づき、行政機関が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、同項各号に規定する事項（以下「事前通知事項」という。）をあらかじめ委員会に通知しなければならない。また、事前通知事項を変更しようとするときも同様に通知しなければならない。行政機関が、特定個人情報保護評価を実施し、全項目評価書を公表した場合、又は保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときに特定個人情報保護評価を再実施し、事前通知事項を変更した全項目評価書を公表した場合は、番号法第 28 条第 5 項の規定により、それぞれ通知を行ったものとみなす。

行政機関が、重点項目評価書を提出・公表した場合等は、事前通知等を併せて行ったものとして取り扱う。

第 9 特定個人情報保護評価の評価項目

- 1 (略)
- 2 評価項目
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 全項目評価書

法第 28 条第 1 項各号及び規則第 12 条に規定する全項目評価書の記載事項は、次のとおりとする。

(略)

第 10・第 11 (略)

第 12 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

- 1 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置
特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず

に基づき、行政機関が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、同項各号に規定する事項（以下「事前通知事項」という。）をあらかじめ委員会に通知しなければならない。また、事前通知事項を変更しようとするときも同様に通知しなければならない。行政機関が、特定個人情報保護評価を実施し、全項目評価書を公表した場合、又は保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときに特定個人情報保護評価を再実施し、事前通知事項を変更した全項目評価書を公表した場合は、番号法第 27 条第 5 項の規定により、それぞれ通知を行ったものとみなす。

行政機関が、重点項目評価書を提出・公表した場合等は、事前通知等を併せて行ったものとして取り扱う。

第 9 特定個人情報保護評価の評価項目

- 1 (略)
- 2 評価項目
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 全項目評価書

法第 27 条第 1 項各号及び規則第 12 条に規定する全項目評価書の記載事項は、次のとおりとする。

(略)

第 10・第 11 (略)

第 12 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

- 1 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置
特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず

ず実施していない事務については、情報連携を行うことが禁止される（番号法第 21 条第 2 項第 2 号、第 28 条第 6 項）。特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない評価実施機関に対して、委員会は、必要に応じて、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、特定個人情報保護評価の速やかな実施その他の是正を求めるものとする。

2 (略)

別表 (略)

ず実施していない事務については、情報連携を行うことが禁止される（番号法第 21 条第 2 項第 2 号、第 27 条第 6 項）。特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない評価実施機関に対して、委員会は、必要に応じて、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、特定個人情報保護評価の速やかな実施その他の是正を求めるものとする。

2 (略)

別表 (略)